

共同不法行為

損害全部 連帯して賠償

数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えたときは、各自が連帯してその損害を賠償する責任を負うこととされ（民法719条①前段）、これを共同不法行為といいます。

共同不法行為といっても行為者各自の行為を前提に考えるので、共同不法行為が認められるにはそれぞれ行為者につき独立して通常不法行為（同709条）の要件を備えていることを要します。

数人が共謀して第三者に暴行を加える行為が共同不法行為の典型ですが、行為者間意思を通じていなくても各自の行為の権利侵害に対する関わり方や発生した損害の態様から全体を客観的に判断して連帯責任を負わせるに足る社会的な一体性があると評価できる場合には共同不法行為が成立します。たとえば、自動車同士の交通事故で双方の運転者に過失が認められ、一方の自動車の同乗者が事故により負傷したというような場合、一つの交通事故という社会的一体性が認められる双方の運転者の行為により同乗者の権利を侵害したと評価できるので、双方の運転者の共同不法行為となります。

数人による暴行のような場合に、実際には誰の暴行がもとで被害者がケガしたのかを特定することが困難なこともありえますが、民法はそのような場合であっても共同不法行為者は連帯して賠償責任を負うこととしています（同719条①後段）。

他人をそそのかして不法行為を実行させたり、見張り役として他人の不法行為の実行を容易にさせた者は、直接加害行為に加わっていても共同不法行為者として実行者と連帯して賠償責任を負います（同719条②）。

共同不法行為者は、被害者に対しそれぞれが損害全部について賠償する責任を負います。先の交通事故の例では、各運転者の過失割合にかかわらず、どちらの運転者も同乗者（被害者）に対して損害全部の賠償をしなければならず、このような債務を不真正連帯債務と呼びます。この場合、一方の運転者が同乗者（被害者）に損害全額を賠償したのにもう一方の運転者はなんら負担を負わないとなると公平の観点から問題があるので、共同不法行為者の一人が被害者に対し賠償義務を履行した場合、他の共同不法行為者に対し共同不法行為者間の過失割合に従った負担部分に応じて求償することができるというのが判例です（最高裁昭和41・11・18）。

